

株式会社愛知建築センター
確認検査業務約款

(責務)

- 第1条 建築主(設置者及び築造主を含む。以下「甲」という。)及び株式会社愛知建築センター(以下「乙」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令、条例を遵守し、この約款及び「株式会社愛知建築センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約を履行する。
- 2 甲は、乙への申請書及び添付図書について事実と相違ない事を記載しなければならない。
 - 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書又は引受証に定められた業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。
 - 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 5 甲は、建築基準関係規定に適合した申請を行わなければならない。
 - 6 甲は、別に定める「株式会社愛知建築センター確認検査業務手数料規程」に定められた額の手数料を、この契約が締結された日又は乙が指定する日(以下「契約日」という。)までに支払わなければならない。
 - 7 甲はこの契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受契約を行った建築物、建築設備又は工作物(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法その他の必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 8 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
 - 9 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明書等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。中間検査・完了検査申請における追加説明書等必要な措置についても同様とする。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 確認審査業務

① 消防同意及び構造計算適合性判定を除く審査期日

法第6条第1項第1号、第2号若しくは第3号に掲げる建築物、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第138条で指定する工作物又は令第146条で指定する建築設備については、15日以内(業務規程第13条に規定する休日は含まない。以下、(3)を除き本条において同じ。)、法第6条第1項第4号に掲げる建築物並びに法第68条の10に定める「型式適合認定」を受けた建築物又は法第68条の11「型式部材等製造者の認証」を受けた者が製造する建築物で法第6条第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる建築物(延べ面積500㎡以下に限る。)については、5日以内(ただし、法第56条第7項の審査がある場合は10日以内)とする。

② 消防同意

法第93条1項に規定する消防長等の同意を要する対象建築物については、①の審査終了後当該消防長等に同意を依頼する。

なお、審査期日は、当該同意の依頼日から同意があった日の3日後までの日数は含まない。

(2) 中間検査業務

中間検査引受証に定める特定工程工事終了(予定)年月日または受理日のいずれか遅い日から4日以内とする。

(3) 完了検査業務

完了検査引受証に定める工事完了(予定)年月日または受理日のいずれか遅い日から7日以内とする。

(4) 仮使用認定業務

① 図書審査業務

仮使用認定申請書受理日から15日以内とする。

② 現地検査業務

仮使用図書審査終了日又は仮使用認定に係る部分の工事完了日のいずれか遅い日から7日以内とする。

2 乙は、甲が前条第5項から第8項までに定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。ただし、完了検査業務については期日の延長はできない。

3 前条第9項の申請図書の追加資料の提出を求めた場合、追加資料の提出日より、再度業務期日を数え直す。

(確認審査中の計画変更)

第3条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに当該確認の申請を取下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として新たにこれを行わなければならない。

2 前項の申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとし、次条第5項及び第6項を適用する。

(甲の解除権)

第4条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第2条第1項各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またはその見込みのない場合。

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取下げの旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料等が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料等が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料等が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第5条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第1条6項に掲げる手数料等を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料等が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料等が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁等への通知)

第6条 乙は、この契約を締結した後、建築場所を管轄する特定行政庁等から法令に基づき報告が求められた場合、対象建築物等の計画の内容を当該特定行政庁等へ通知する。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(電子申請)

第7条 電子申請(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条に規定する申請等をいう。以下同じ。)

により申請を行う場合は、前条までの定めその他に次の事項を定めるものとする。

- (1) 確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書は、電子申請がなされた場合であっても書面で交付する。
- (2) 確認済証、適合しない旨の通知書及び交付できない旨の通知書の交付時における副本の交付方法は、電磁的記録(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第1項第7号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)で交付する。当該交付方法については、甲は乙と別途協議できるものとする。
- (3) 中間検査合格証を交付できない旨の通知書、検査済証を交付できない旨の通知書及び基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付方法は、書面で交付する。当該交付方法については、甲は乙と別途協議できるものとする。
- (4) 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録の電子署名について、その有効性を確認できる期間は、交付日より10年間とし、延長は行わない。
- (5) 電子申請に係る電磁的記録の到達日時に応じた確認検査の引受業務の開始については、電磁的記録が到達した日の翌営業日までに行う。
- (6) 電子申請に係る業務は、乙の事務所で行うものとする。当該業務に関する問い合わせ先は、別途通知する。

(リモート検査)

第7条 乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定においてリモート検査を行うことができる。

- 2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。

- (1) 検査体制
- (2) 書類検査の方法
- (3) 検査補助者の安全対策
- (4) 検査を中断したときの対応
- (5) 検査の映像・音声の記録及び保存

- 3 甲は、乙がリモート検査を行う際に検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を補佐することができるよう協力しなければならない。

- 4 甲は第2項のリモート検査の方法について、乙と別途協議することができる。
- 5 乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、規程第14条に規定する事務所とする。

(事前相談)

第8条 規程第60条に基づく事前相談の場合、乙は一切の責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 甲が承諾しない場合を除き、申請建築物等を対象として乙に申請された他の審査、検査及び調査等のために本件申請情報を乙は用いることができるものとする。

(結果に対する乙の責任)

第10条 甲は、第1条に規定する業務の結果の判定に誤りが発見された場合、乙に対して直接かつ現実の損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当するものである場合は、この限りでない。

- (1) 甲の提出図書に虚偽の記載があったことその他甲の責めに帰すべき場合
- (2) 業務を行った時点の業務水準及び技術水準からして予見が困難であった場合
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない場合

- 2 前項の請求は、業務期日から5年以内に行わなければならない。

- 3 甲は、第1条に規定する業務の結果の判定に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を業務期日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、損害賠償を請求することができない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 この契約に基づき、甲が乙に請求できる損害賠償請求額の上限は申請手数料の10倍までとする。

- 2 この契約に基づき、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付した後に、特定行政庁以外から乙に損害賠償請求があった場合は、乙は甲に別途その損害を請求することができる。

(約款の変更)

第12条 乙は、この約款が適用される契約の継続中において、法令の改廃、社会経済情勢の変化その他の事情により、この約款を変更する合理的必要性が生じたときは、民法第548条の4(定型約款の変更)の規定に基づき、この約款を変更することができる。

- 2 前項による変更後の約款は、乙のウェブサイトへの掲載その他相当の方法により事前に公表し、公表の際に定められる改訂日から適用されるものとする。

(別途協議)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする